



令和 8 年度採用 福岡市植物園



花と緑の相談・指導専門員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）9 時 ～ 令和 8 年 2 月 19 日（木）17 時【受信有効】

2 募集内容

職 名	花と緑の相談・指導専門員
採 用 予定人数	2 人
職務の内容	緑の相談窓口および園内における緑化・園芸・植物等に関する相談/緑の相談所の運営・窓口接客（植物園の受付・案内・情報提供を含む）/緑の相談所の資料・図書・統計の管理/植物の栽培育成に関する職員等への助言・指導 /（公財）福岡市緑のまちづくり協会との相談連携・助言
勤 務 地	福岡市役所 住宅都市みどり局 一人一花推進部 植物園 （福岡市中央区小笹 5 丁目 1 番 1 号）
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※勤務成績が良好な場合、65 歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を 4 回まで行うことがあります。65 歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合、また、再採用が 4 回の上限に達した後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。

受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 (1) 地方公共団体、大学、NPO、社会教育関係団体又は民間企業等において、植物に関わる教育や育成指導または調査・研究に係る経験実績がある人。または、次のいずれかの資格を有する人 ① 農林水産大臣が実施する「普及指導員」資格試験（平成16年以前に実施されていた「改良普及員」及び「専門技術員」資格試験を含む）に合格した人 ② 林野庁が実施する「林業普及指導員」（平成16年以前に実施されていた「林業専門技術員」及び「林業改良指導員」資格試験を含む）に合格した人 ③ （一財）日本緑化センターが実施する樹木医資格審査に合格し、樹木医として登録されている人 ④ 高等学校教諭1種免許（理科または農業）を取得している人 (2) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント等）使用を含めた基本的な事務処理ができる人 (3) 期間を通して勤務に従事できる人
	2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次選考	二次試験
日時・会場		令和8年2月25日（水）（予定） ※場所・時間等の詳細は一次選考決定者に通知します。
内 容	提出された書面の審査による選考	面接試験
選考結果通知 及び合格発表	選考結果通知 令和8年2月20日（金）（予定）	合格発表 令和8年3月2日（月）（予定）

※合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、二次試験の受験者に可否の結果を電子メールによりPDF文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和 9 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登録されます。
- (2) 候補者名簿に登録された人のうち、成績上位の人から順に令和 8 年 4 月 1 日以降の採用を行います。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

項目例	記載例
勤務日	指定する 4 週間毎に 16 日勤務とし、祝日法に基づく休日は要勤務日とします。
休日	4 週を通じて指定する 12 日（原則、休園日他指定する日） 及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）
勤務時間・休憩時間	4 週あたりの勤務時間：110 時間（週平均 27 時間 30 分） 1 日の勤務時間：原則午前 9 時から午後 5 時まで 7 時間 または 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 6 時間 30 分 休憩時間：正午から午後 1 時まで ただし、シフトにより 夜間の勤務を命じることがある 例：勤務時間：午後 1 時 30 分から午後 9 時まで 6 時間 30 分 休憩時間：午後 4 時から午後 5 時まで
給与	月額 214,911 円から 231,773 円（地域手当を含む。） ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合等その職歴に応じて、給与月額を決定
期末・勤勉手当（賞与）	年間で給与の 4.65 月分（6 月、12 月に各期 2.325 月ずつ）を在職期間塔等に応じて支給
通勤手当	条例、規則等に基づき別途支給（月額 55,000 円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 16 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償

服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	・給与等支給日：毎月 20 日（日額制、時間額制の場合は翌月 20 日） （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	・「花と緑の相談・指導専門員」受験申込書（所定のエクセルファイル） ※受験申込書に添付する必要がある書類には氏名及び生年月日を必ず記載し PDF データに変換し受験申込書とともに添付してください。 ※受験申込書は福岡市ホームページよりダウンロードにて配布します。
受付期間	令和 8 年 1 月 30 日（金）～令和 8 年 2 月 19 日（木）17 時 【メールにて受信有効】
提出方法	電子メールにより、必要書類を添付し申請 メール件名を「 花と緑の相談・指導専門員 」受験申込 としてください。
提出先	福岡市役所 住宅都市みどり局 一人一花推進部 植物園 アドレス： shokubutsuen.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
その他	注意事項 ・結果通知等のメールが迷惑メールに振り分けられることがあります。結果通知予定日にメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は「@city.fukuoka.lg.jp」を拒否しないよう設定してください。 ・使用するパソコン等の機器の故障や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込みください。 ・誤った内容で受験申込をした場合は、必ず、<u>受付期間中に再度申請</u>してください。なお、メールの件名の冒頭に【再送】と記載の上、送信してください。

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・屋内及び園内所定の場所以外は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市役所 住宅都市みどり局 一人一花推進部 植物園 山口・立場川

〒810-0033 福岡市中央区小笹五丁目1番1号

TEL : 092-522-3201

FAX : 092-522-3275



福岡市植物園

